

学校給食における危機管理マニュアル

【異物混入・食中毒・感染症・自然災害】

学校版

豊橋市教育委員会 保健給食課

平成 26 年 3 月

目 次

第1章 異物混入

<異物混入防止対策>

- I 学校での防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

<給食に異物が混入していた場合>

- I 健康に影響を及ぼすと判断される場合・・・・・・・・・・・・ 4
- II 健康に影響を及ぼす可能性が低いと判断される場合・・・・ 5

第2章 食中毒

<食中毒への対応>

- I 学校での予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- II 学校給食で食中毒の疑いがある場合の対応・・・・・・・・ 7

第3章 感染症（ノロウイルス等）

<感染症への対応>

- I 学校での給食を介した感染症拡大予防対策・・・・・・・・ 10

<インフルエンザ等の措置時の対応>

- I 学校で臨時休業措置を行う場合の対応・・・・・・・・ 12

第4章 学校給食施設等の事故

<事故等の対応>

- I 調理場施設内や配送時の事故等・・・・・・・・・・・・ 13
- II 学校内での事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第5章 自然災害時

＜台風による影響により学校給食を中止する場合の対応＞

I 中止の決定及び連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

II 学校給食中止の献立調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

＜給食実施日に暴風・暴風雪警報が発令された時の対応＞

I 登校前に警報が発令された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

II 登校後に警報が発令された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

＜給食実施日に特別警報が発令された時の対応＞

I 登校前に特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪等）が発令された場合・ 15

II 登校後に特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪等）が発令された場合・ 15

＜水不足の場合の対応＞

I 節水対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

様式一覧・・ 17

参考文献一覧・・ 18

別紙1・・ 19

第1章 異物混入

<学校での異物混入防止対策>

1 学校での衛生管理

- (1) 配膳作業を行う場所（配膳室等）では、常に衛生管理に努め、整理整頓に心がけ、不要なものは置かない。また、生ゴミ・残菜等を放置しない。
- (2) 給食配膳員が配膳室等からやむを得ず離れるときは給食配膳員以外の者が給食の置かれている場所に入ることが出来ないように鍵をかけるなどする。
- (3) 配膳室等はみだりに人が出入りしないようにする。
- (4) 喫食前の給食が入ったコンテナが廊下等に放置されないようにすること。
- (5) 主食・牛乳・給食(おかず)・直送品のデザート等の受取りは立会うか配膳室内に納品し給食配膳員が出勤時に、納入時刻、品質、賞味期限、品温、異物の混入及び破損の有無を確認し、検収記録簿に記録する。
- (6) 特に食缶など蓋がされているものに関しては、蓋がしっかりされているか、また、食器類、スプーン等は汚れていないか確認をする。
- (7) 異物が発見された時は、次項<給食に異物が混入していた場合>の対応をすること。

2 児童・生徒への指導

- (1) 教室での配食は学級担任の管理・指導のもと、異物が混入しないように十分注意する。
- (2) 給食当番は白衣・帽子・マスクを着用し、配食の過程で異物が混入しないように十分注意する。
- (3) 教室内において、画鋏・ホッチキスの針・コンパスの針・ピンなどが散乱しないよう、整理整頓に心がける。
- (4) 異物が有った場合は、速やかに学級担任へ伝えるように指導する。

<給食に異物が混入していた場合>

I. 健康に影響を及ぼすと判断される場合

金属類（調理器具の部品で鋭利なもの、針、釘、ねじ、刃物の刃先）、プラスチック類（鋭利なもの）、ガラス類、腐敗物など

1 学校内の連絡体制

■発見者 ⇒ 担任 ⇒ 校長等

■発見者（給食配膳員など児童生徒以外） ⇒ 校長等

- (1) 発見者から異常の報告を受けたときは、担任は直ちに当該クラスの給食を中断するとともに、校長等へ報告する。
- (2) 校長等は全校の給食を中断し、児童生徒への被害状況の有無等を把握する。
- (3) 発見者並びに他の児童生徒からも異物混入の状況の聴取をする。
- (4) 健康被害が有る場合は、緊急対応するとともに保護者へ連絡する。

※異物が入っていた食缶、食器はできるだけ現状のまま該当調理場へ返却し、異物は破棄せず該当調理場が取りに行くまで保管すること。

2 関係機関への連絡体制

■学校 ⇒ 該当調理場 ⇒ 保健給食課

- (1) 発見者からの報告後直ちに連絡すること。別紙1<参考：調理場の異物混入時の聞き取り調査票>を活用すると良い。
- (2) 学校は「学校給食の事故報告書：様式1」を保健給食課へ速やかに報告すること。
- (3) 連絡・報告は「愛知県教育委員会 学校保健の管理と指導 改訂版2010」の報告・連絡体制図に準ずる。

3 保健給食課の対応内容

- (1) 異物の混入状態によっては、該当調理場は全配送校へ緊急連絡し、当該献立の給食中断措置をとる。
- (2) 給食中断措置をした場合の給食提供
 - ① 牛乳、主食で発生した場合は、該当業者へ速やかに代替の供給を指示する。
 - ② おかずで発生した場合は、調理場保管食（検討中）で対応する。
- (3) 給食費
給食中止の措置をした場合の給食費については、保健給食課と学校で協議し状況に合わせて決定する。

(4) 保護者への報告

重大な異物混入によって、給食実施の中止等給食提供が困難な状態になった場合は、全配送校及び配送校を通じて保護者に対して異物混入の概要について報告を出す。

4 児童生徒の健康被害の有無の確認（全配送校）

該当調理場の全配送校において、各クラス担任は養護教諭と連携をとり、児童生徒の体調の変化に注意し、健康被害の有無を確認する（終えんされるまで）

5 原因の究明

- (1) 当日の食材の検収時、調理時に異物や外観の異常の有無を確認する。
- (2) 食材の包材や調理機器、器具の素材を一致していないかを確認する。
- (3) 調理工程を確認し、調理機器、器具の異常の有無を確認する。
- (4) 食材納入業者に確認し、製造、加工の工程における混入の可能性を調査する。
- (5) 学校での混入の可能性がなかったか確認する。

6 改善策の検討

- (1) 調理場や食材で考えられる原因に応じて、再発防止策を講じる。
- (2) 食材納入業者、既製品の製造業者に指示した場合は、検査結果や再発防止策について学校給食協会は報告書を提出させる。
- (3) 学校等に原因があった場合は、学校側と話し合い、必要な再発防止策について協議する。
- (4) 原因が解明できず、効果的な改善策を講じることができない場合であっても、混入の可能性について調査し、異物混入リスクの軽減に努める。

II. 健康に影響を及ぼす可能性が低いと判断される場合

鋭利でない金属類（ナット類）やプラスチック片、毛髪、虫、食材の包装材料の切れ端など

1 学校内の連絡体制

■発見者 ⇒ 担任 ⇒ 校長等

発見者から異常の報告を受けたときは、担任はただちに校長等へ報告する。

※異物は破棄せず、該当調理場が取りに行くまで保管すること。

2 関係機関への連絡体制

■学校 ⇒ 該当調理場 ⇒ 保健給食課

発見者からの報告後直ちに連絡し、対応を協議すること。

3 給食中止の判断

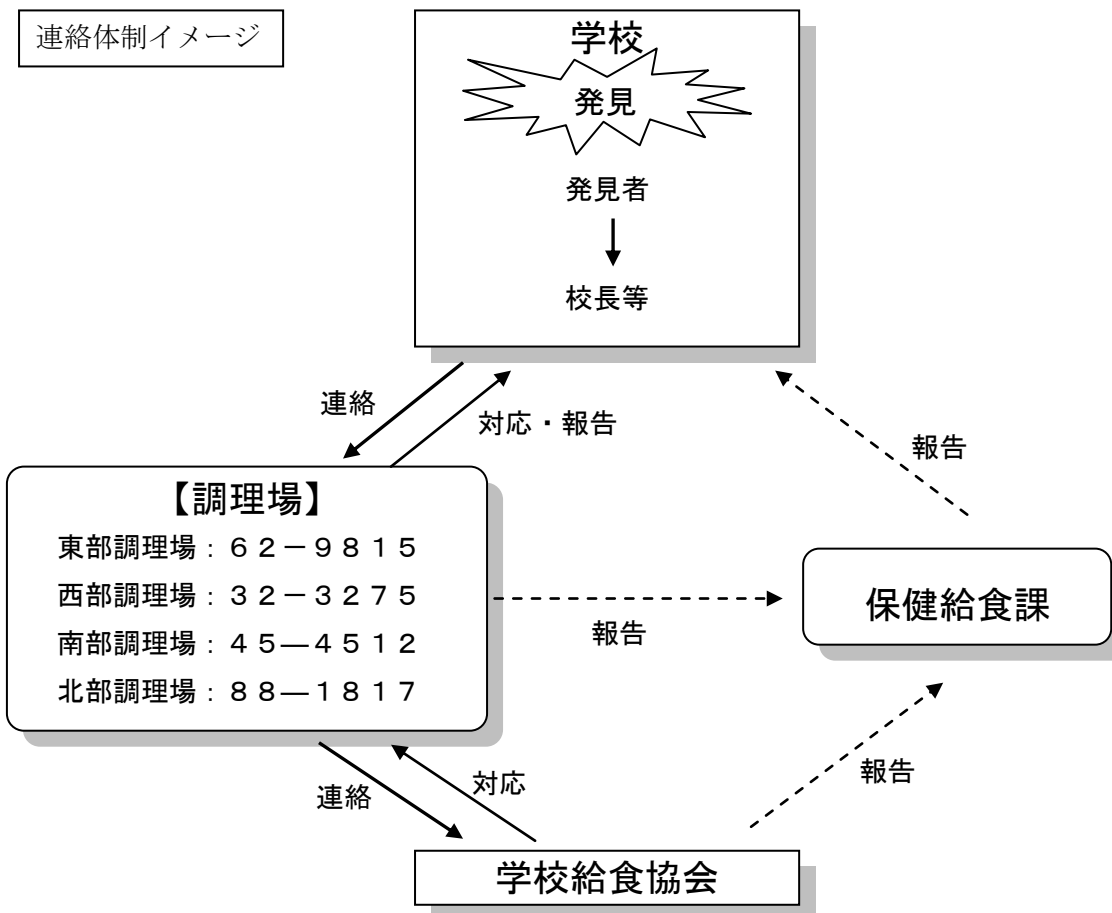
- (1) 状況により対応が異なるため、学校と該当調理場が協議し対応を決定する。
- (2) 該当調理場は決定した結果を保健給食課へ報告する。

4 原因の究明

- (1) I 健康に影響を及ぼすと判断される場合の5に準ずる。

5 改善策の検討

- (1) I 健康に影響を及ぼすと判断される場合の6に準ずる。



第2章 食中毒

<学校での食中毒への対応>

I. 食中毒予防の対応策

- (1) 給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員については、毎日、下痢、発熱、腹痛等の有無その他の健康状態及び衛生的な服装であることを確認すること。また、配食前、用便後の手洗いを励行させ、清潔な手指で食器及び食品を扱うようにすること。
- (2) 児童生徒および給食関係者は給食前に手洗い等を行い衛生的な状態で喫食する。
- (3) 検食者は予め給食の味等を吟味するが、検食時に、味や臭いに違和感がある場合は速やかに校長等へ報告し、給食を中断し、該当調理場へ報告すること。
- (4) 児童、生徒、学校教職員が喫食前、喫食中に味や臭いに違和感がある場合はその場で給食を中断させ、校長等へ報告し指示を待つこと。校長等は該当調理場へ報告すること。

II. 学校給食で食中毒の疑いがある場合の対応

1 状況把握

- (1) 学校給食の喫食後に腹痛、発熱、嘔吐、下痢の症状の訴えがあり、食中毒の疑いがあると判断された場合は、養護教諭、保健主事に報告し状態によっては速やかに医療機関へ受診させ食中毒の可能性のある児童生徒の症状改善に努める。
- (2) 複数の児童生徒へ同様の症状がある場合（集団発生）は、保健給食課、学校医、保健所等へ連絡するとともに、患者の措置に万全を期すこと。また、二次感染の防止に努めること。
- (3) 次に示す基本的状況について把握し速やかに届け出る（様式第2-1号）。
 - ① 発症者の特定と人数（学年別、学級別、男女別）
 - ② 症状の内容（腹痛・発熱・嘔吐・下痢）
 - ③ 発症者の家族の状態
 - ④ 発症した日時と場所
 - ⑤ 学校、学年、学級、地域等で行われた行事の有無、飲食店の利用の有無

2 連絡体制

- (1) 学校 ⇒保健給食課
- (2) 学校 ⇒学校医
- (3) 保健給食課 ⇒保健所
- (4) " ⇒東三河教育事務所
- (5) 連絡・報告は「愛知県教育委員会 学校保健の管理と指導 改訂版2010」の報告・連絡体制図に準ずる。

3 児童生徒への対応

- (1) 全員の健康観察（終えんの確認ができるまで）
- (2) 保健所の検便、喫食調査等への協力
- (3) 学校医、保健所、市教育委員会と連携しながら、健康診断、出席停止、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて措置を行う。
- (4) 保健給食課への終えん報告は様式第2-2号により行う。

4 保護者への対応

- (1) 情報提供と依頼
 - ① 正確な発生状況、食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項、今後の対策について、随時文書で周知し協力を求めること。その際、プライバシー等人権の侵害がないように配慮する。
 - ② 児童生徒の健康状態に不安がある場合は、直ちに申し出るよう依頼する。
 - ② 保健所等の指示により検便、消毒、健康調査等を実施する場合は、その趣旨や実施方法を説明し、協力を依頼する。
 - ③ 質問等への回答
保護者からの質問等については、保健給食課を窓口として回答する（マスコミ対応も同様）。
 - ⑤ 発症児童生徒の保護者への対応
今後の登校の可否については、医師の判断をもとに相談する。

5 原因の特定

- (1) 調理場は、保健所の検査に協力するため、次のとおり体制を整備する。また、原因が特定されるまでは該当調理場の給食を中止する。
 - ① 下処理室、調理室などの現状維持
 - ② 調理員、配送員等関係者の検便の実施（食材納入業者、パン・牛乳・デザート等納入業者も含む）
 - ③ 保存食の提供
 - ④ 献立表、食材等一覧表、各種業務点検表など資料の提出
 - ⑤ 原因が解明された場合は、該当校長等、保護者ならび関係者へ報告
- (2) 食中毒の原因が学校給食の場合は、給食費は徴収しない。

第3章 感染症（ノロウイルス等）

<感染症への対応>

I. 学校での給食を介した感染症拡大予防対策

1 学校給食前の対応

- (1) 体調不良者（担任も含む）は、配食前の食器や食材に触れないよう配慮する。
- (2) 給食当番が体調不良の場合は、給食当番を交代するか直接、食器や食材等に触れないよう配慮する。
- (3) 給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員については、毎日、下痢・発熱・衛生的な服装であることを確認すること。また、配食前、用便後の手洗いを励行させ、清潔な手指で食器及び食品を扱うようにすること。

2 学校給食時に嘔吐があった場合の対応（学校対応）

- (1) 学校給食の喫食後に嘔吐により、食材、食器が汚染された場合は、養護教諭、保健主事に報告し速やかに汚染の可能性のあったものの使用等の中断をすること。
- (2) 嘔吐した児童生徒のうがいがいした箇所や嘔吐した箇所では、窓開けしての換気、拭き取り、消毒などを行い教室内でのウイルスなどの感染源の拡大を阻止すること。
- (3) 汚染された食器等は、調理場へ連絡後、消毒処理を行い後日に他の食器とは別にして、該当食器であることがわかるように返却すること。<詳細は学校給食事務手引の資料を参照>

- 教職員は、児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具は、調理場に返却する前に次亜塩素酸ナトリウム水溶液に5～10分浸け置きし消毒します。
- 食器具の洗浄に使用した場所や児童生徒が嘔吐後に「うがい」をした場所も十分水洗いした後、次亜塩素酸ナトリウム水溶液に5分間浸け置きし消毒後、洗剤で洗浄します。
- 嘔吐物のため汚れた食器具の返却は嘔吐で汚染されたと解るように、他の食器具と区別して調理場に返却します（調理場に事前に連絡を入れてください）。
- 嘔吐物は、配膳室及び調理場には返却しません。

[学校給食事務手引き資料より]

3 感染症の対応及び的確な把握

- (1) 学校給食の喫食後に腹痛・発熱・嘔吐・下痢の症状の訴えがあり、感染症の疑いがあると判断された場合は、養護教諭、保健主事に報告し状態によっては速やかに医療機関へ受診させ感染症の可能性のある児童生徒の症状改善に努める。

- (2) 複数の児童生徒へ同様の症状がある場合は、保健給食課及び保健所へ連絡する。
- (3) 次に示す基本的状況について把握し速やかに届け出る（様式第2-1号）。
 - ① 発症者の特定と人数（学年別、学級別、男女別）
 - ② 症状の内容（腹痛・発熱・嘔吐・下痢）
 - ③ 発症者の家族の状態
 - ④ 発症した日時と場所
 - ⑤ 学校、学年、学級、地域等で行われた行事の有無

4 連絡体制

集団感染の恐れがあり、学校給食の中止に伴う措置を行う場合

- (1) 学校 ⇒保健給食課
- (2) 学校 ⇒調理場
- (3) 保健給食課 ⇒保健所
- (4) 連絡・報告は「愛知県教育委員会 学校保健の管理と指導 改訂版2010」の報告・連絡体制図に準ずる。

5 保護者への対応

- (1) 情報提供と依頼
 - ① 正確な発生状況、感染症についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項、今後の対策について、随時文書で周知する。その際、プライバシー等人権の侵害がないように配慮する。
 - ② 児童生徒の健康状態に不安がある場合は、直ちに申し出るよう依頼する。
 - ③ 保健所等の指示により検便、消毒、健康調査等を実施する場合は、その趣旨や実施方法を説明し、協力を依頼する。
 - ④ 質問等への回答
保護者からの質問等については、保健給食課を窓口とし回答する（マスコミ対応も同様）。
- (2) 感染症の原因が学校給食の場合は、給食費は徴収しない。

6 感染拡大予防の対策

- (1) 学校給食を介しての感染症拡大につながらないように、感染者から感染の恐れのある状態にいた児童生徒及び教職員の健康状態を把握すること。
- (2) 感染の恐れのある児童生徒及び教職員の家族の健康状態まで把握することが望ましい。
- (3) 感染者との接触及び感染の恐れがあると判断された児童生徒の給食当番などの交代などの措置をとること。

<インフルエンザ等の感染症の対応について>

I. 学校で臨時休業措置を行う場合の対応

1 学級閉鎖等の措置を行う場合

- (1) 学校は学級閉鎖等の措置が決定され次第、担当調理場へ電話連絡をする（中止日の前日の午前 11 時まで）。
- (2) 学校は電話連絡後、文書「1 学級以上の給食変更」を担当調理場へすみやかに提出する。
- (3) 中止日の前日の午前 11 時まで連絡があった場合は給食費を徴収しない。

【保健関係】

学級閉鎖等の措置が決定された場合、保健給食課の保健担当にも電話連絡し、午前 11 時までに所定の報告用紙にて F A X により報告すること。

第4章 学校給食施設等の事故

<事故等の対応>

I 調理場施設内や配送時の事故等

1 主食、牛乳の場合

- (1) 該当業者からの連絡時に代替品での対応が可能であるか確認する。
- (2) 代替品での対応が可能な場合は代替品にアレルギーが含まれているかの確認を行い、含まれている場合は保健給食課を通じて代替品配送校へ通知する。

2 調理場の場合

- (1) 速やかに、配送校及び保健給食課へ連絡する。
- (2) 調理場保管食（検出中）の提供など状況に応じて対応する。

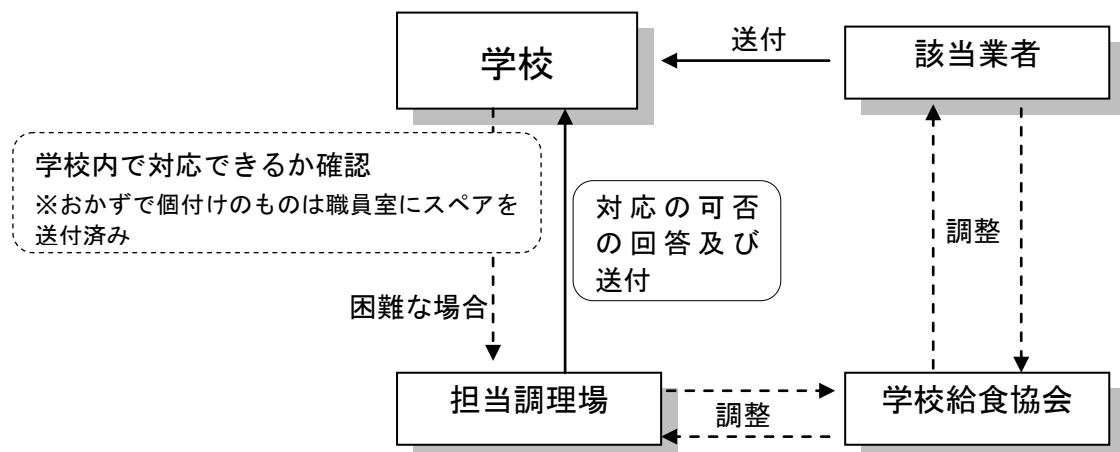
3 給食費

- (1) 主食、牛乳において同等の代替品で対応できなかった場合は、その代金について徴収しない。
- (2) おかずの対応ができなかった場合（調理場保管食で対応した場合を含む）は、給食費のおかず代については徴収しない。

II 学校内での事故

1 連絡

- (1) 学校内での対応が困難な場合は、校長等は速やかに担当調理場へ連絡する。
- (2) 担当調理場は追加対応が可能であるか確認後、該当学校へ回答する。
- (3) 追加対応できずに代替品で対応の場合は、担当調理場はアレルギーが含まれているかの確認を行い、含まれている場合は配送校へ連絡する。



第5章 自然災害

<台風による影響により学校給食を中止する場合の対応>

I 中止の決定及び連絡

1 台風による学校給食中止の決定及び連絡

(1) 物資調達の手続き上、学校給食の中止については原則2日前の午前11時までに決定し給食関係業者へ連絡する。

① 給食関係業者

ア 学校給食協会（納品予定業者へ速やかに連絡）

イ 牛乳業者

ウ 主食業者

(2) 中止決定後全小中学校へ連絡する（学校教育課へも報告）。

① 月曜日・火曜日に学校給食を中止する場合

ア 中止する日の3日前の午前11時から正午までにFAXで連絡する。

イ 土曜日の場合は、FAX、緊急連絡網等で連絡する。

② 水曜日から金曜日までの学校給食を中止する場合

ア 中止する日の2日前の午前11時から正午までにFAXで連絡する。

イ 2日前が祝日の場合は、FAX、緊急連絡網等で連絡する。

中止日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
連絡日	前週の金曜日	前週の土曜日	月曜日	火曜日	水曜日

③ 3日以上の子連休となることにより、連絡日が学校休業日となる場合はFAX、緊急連絡網等で連絡する。

II 学校給食中止の献立調整

1 献立の実施日調整

学校給食を中止した日の献立は原則翌日に実施し、以後1日ずつ献立を先送りし、金曜日の献立を中止する（金曜日が中止の場合は、献立の移動はしない）。

<例>月曜日に中止する場合

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
中止	月曜日の献立を実施	火曜日の献立を実施	水曜日の献立を実施	木曜日の献立を実施

2 献立内容の調整

- (1) 給食用の特別発注品については、可能な範囲で調理場間及び献立内容の変更等により使用することに努めること。
- (2) 献立内容を変更する場合は、各学校通じて保護者へも変更内容を周知すること（アレルギー情報が必要な児童生徒がいるため）。

<給食実施日に暴風・暴風雪警報が発令された時の対応>

I 登校前に警報が発令された場合

- 1 午前9時までに解除された場合は、平常どおり給食の配送を行う。
- 2 午前9時過ぎても解除されない場合は、給食の配送は行わない。

II 登校後に警報が発令された場合

- 1 午前11時までに発令の場合は、原則給食の配送を行わないが、学校は、給食の配送が必要になる場合は、発令後速やかに担当調理場へ連絡する。
- 2 学校から連絡を受けた担当調理場は速やかに学校給食協会を通じて給食関係業者へ連絡する。
- 3 既に納品されたものの扱いについては、学校給食協会と保健給食課で協議する。
- 4 午前11時過ぎに発令の場合は配送を行う。
- 5 担当調理場は、保健給食課へ対応の報告をする。
- 6 給食を喫食の場合は、原則給食費は徴収する。

<給食実施日に特別警報が発令された時の対応>

I 登校前に特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪等）が発令された場合

- 1 午前9時までに解除された場合は、平常どおり給食の配送を行う。
- 2 午前9時までの警報解除後も給食の配送が不要の場合は、午前11時までに担当調理場へ連絡する。
- 3 午前9時過ぎても解除されない場合は、給食の配送は行わない。

II 登校後に特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪等）が発令された場合

- 1 原則給食の配送を行うが、天候等の状況により配送ができない場合は、該当校へ速やかに連絡する。
- 2 学校は、給食の配送が不要になる場合は、午前11時までに担当調理場へ連絡する。
- 3 学校から連絡を受けた担当調理場は速やかに学校給食協会を通じて給食関係業者へ連絡する。
- 4 担当調理場は、保健給食課へ対応の報告をする。

- 5 配送を中止する場合、既に納品されたものの扱いについては、学校給食協会と保健給食課で協議する。
- 6 給食を喫食した場合は、原則給食費は徴収する。

〔教育指導要覧の改定に伴い、変更するものとする。〕

〔参考〕

状 況		給食の対応	
登校前	暴風・暴風雪警報が発令 特別警報が発令	午前 9 時までに解除	給食配送有り（不要の場合は午前 11 時までに連絡）※
		午前 9 時以降に解除	給食配送中止
登校後	暴風・暴風雪警報が発令	午前 11 時以前に発令	給食配送中止（必要の場合は連絡）
		午前 11 時以降に発令	給食配送有り※
	特別警報が発令		給食配送有り（不要の場合は午前 11 時までに連絡）※

※給食配送有りの場合、気象状況等により配送が出来ない場合があります。

<水不足の場合の対応>

I 節水対策について

1 節水対策の開始

・各調理場において、床のドライ運用の徹底など衛生管理に影響の無い節水を実施する。

2 節水率 20% の場合

・調理場洗面所の給水バルブの調整強化（1 / 2）。

3 節水率 20% を超えた場合

・主食のごはん類をパン類への変更を検討する（原則献立の変更は実施しない）。

4 節水率 30% を超えた場合

・主食のごはん類をパン類の個袋包装への変更を検討する。

・調理場内の水を使用しない献立の提供を検討する。

〔献立案〕

- チーズサンド（バンズパン、スライスチーズ、タルタルソース）、牛乳
- フルーツゼリー

本マニュアルに示す各様式一覧表

様式名	所在
【第1章 異物混入】	
「調理場の異物混入時の聞き取り調査票」	本紙 P26
【第2章 食中毒】	
「学校給食における感染症・食中毒等発生報告（速報）」：様式第2-1号	イントラネット
「学校給食における感染症・食中毒等発生報告（終えん）」：様式第2-2号	イントラネット
【第3章 感染症】	
「1学級以上の給食変更」	イントラネット
「インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）発生報告（速報）」：様式第1-1号	イントラネット
【第4章 学校給食施設等の事故】	
【第5章 自然災害時】	

【参考資料】

学校給食法

〔昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号 最終改正：平成 20 年 6 月 18 日法律第 73 号〕

学校給食衛生管理基準

〔平成 21 年 4 月 1 日施行 文部科学省〕

労働安全衛生規則

〔最終改正：平成 25 年 11 月 29 日厚生労働省令第 125 号〕

【参考文献】

学校保健の管理と指導 改訂版 - 2010 - : 愛知県教育委員会監修

<参考・引用の章> : 異物混入、食中毒、感染症（ノロウイルス等）

学校給食の管理と指導 六訂 : 愛知県教育委員会監修

<参考・引用の章> : 異物混入、食中毒、感染症（ノロウイルス等）

<参考：調理場の異物混入時の聞き取り調査票>

発見日時		発見者	給食配膳員 ・ 職員 ・ 児童生徒
発見場所	配膳室 ・ 教室（ 年 組） ・ 職員室		
混入箇所	主食（ ） ・ おかず（ ） ・ 牛乳 ・ 直送物資（ ）		
異物	金属 ・ ガラス ・ プラスチック ・ ビニール ・ 木片 ・ 毛髪 ・ 虫 ・ その他（ ）		
	大きさ（約 cm） 色（ ） 個数（ ）		
	学校内で使用している物と同じ ・ 学校内では使用していない物		
発見時の様子	配食時	蓋を開けた時 ・ 配食の途中 ・ 配食終了後	
	喫食時	食べる前 ・ 食べている途中 ・ 食べ終わった時	
	食缶等の中から ・ 食器の中から ・ 口の中		
身体への影響	無	有	状態
対応	給食を中止している（ 食） 異物を取り除いて食べた ・ スペア等で対応		